

第5章

子ども・子育て支援法に係る
量の見込みと提供体制，確保の方策

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

～ 子ども・子育て支援事業計画の概要 ～

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育」、地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めることになっています。

本市においても、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用ニーズを踏まえて計画します。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、計画期間における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区域のことで、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

本市の地域特性として、自動車を所有している家庭が多く、保育所等の入所希望の傾向としても、通勤途中や親族の近くの保育所等を希望する割合が一定程度いることや、保育所等の分布に偏りがあることなどから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域を分割することはせず、鹿嶋市全域（1区域）と設定しました

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等		教育・保育提供区域
子どものための教育・保育給付	1号認定	市全体を1つの区域
	2号認定	
	3号認定	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	
	妊婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	
	延長保育事業（時間外保育事業）	
	病児保育事業	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	子育て世帯訪問支援事業	
	児童育成支援拠点事業	
	親子関係形成支援事業	
	妊婦等包括相談支援事業	
乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）		
産後ケア事業		

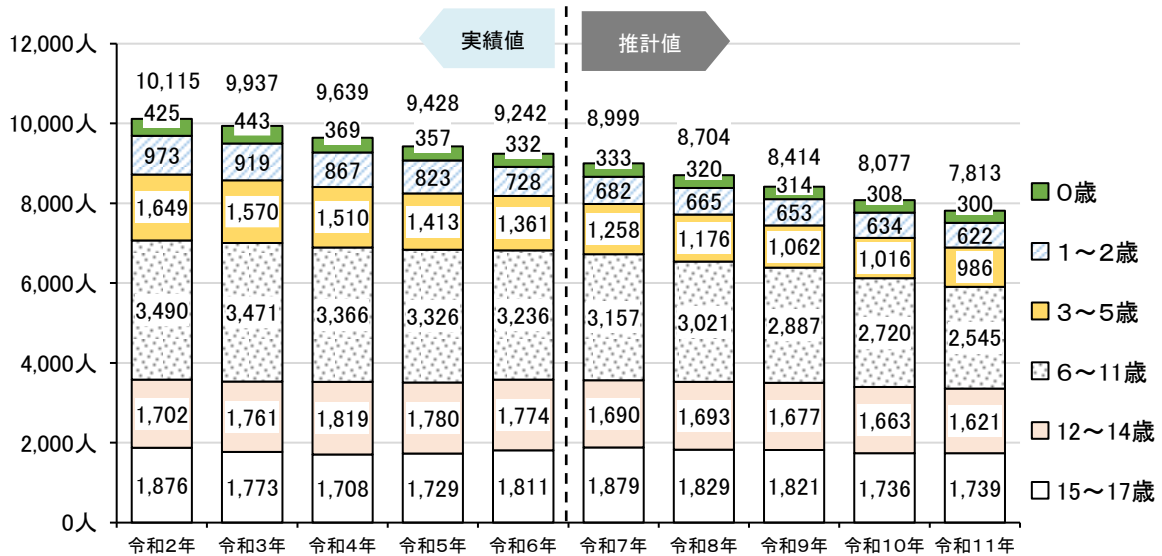
2 子どもの数の見込み

本計画の対象となる子どもの数の見込みについて、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0～17歳の子どもの数は減少する見通しであり、令和11年には7,813人と見込まれます。

年齢区分別にみると、0～5歳の小学校就学前の子どもの数は、令和6年の2,421人から513人減の1,908人、6～11歳の小学生は、令和6年の3,236人から691人減の2,545人と見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○児童人口の推計（量の見込みの対象となる児童数）

（単位：人）

区分	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	332	333	320	314	308	300
1～2歳	728	682	665	653	634	622
3～5歳	1,361	1,258	1,176	1,062	1,016	986
6～11歳	3,236	3,157	3,021	2,887	2,720	2,545
12～14歳	1,774	1,690	1,693	1,677	1,663	1,621
15～17歳	1,811	1,879	1,829	1,821	1,736	1,739
合計	9,242	8,999	8,704	8,414	8,077	7,813

※実績は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

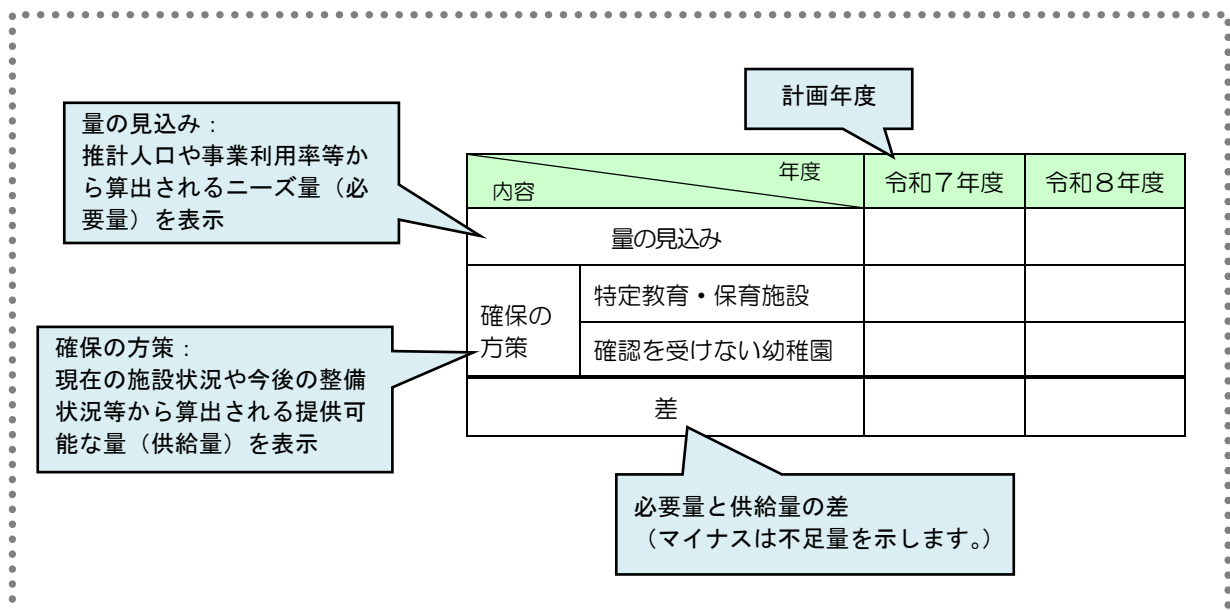
子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■年齢と認定（利用できる主な施設及び事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育の量の見込み及び確保の方策の見方】



(1) 1号認定【3～5歳】

概 要

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

令和6年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6）、幼稚園4箇所（公立：4）において、教育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,649	1,570	1,510	1,413	1,361
認定者数（A）	519	461	416	366	351
利用定員（B）	740	670	660	650	610
差（B－A）	221	209	244	284	259

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の認定こども園や幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数（3～5歳）	1,258	1,176	1,062	1,016	986
量の見込み（A：必要量）	323	301	270	258	249
確保方策（B）	625	637	637	637	637
特定教育・保育施設	625	637	637	637	637
差（B－A）	302	336	367	379	388

(2) 2号認定【3～5歳】

概 要

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

令和6年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6），保育所10箇所（公立：3，私立：7），において、保育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

■第2期の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,649	1,570	1,510	1,413	1,361
認定者数（A）	1,094	1,091	1,053	1,002	965
利用定員（B）	1,106	1,158	1,163	1,133	1,132
差（B－A）	12	67	110	131	167

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については、市内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

■第3期の見込み

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数（3～5歳）	1,258	1,176	1,062	1,016	986
量の見込み（A：必要量）	898	845	763	730	708
確保方策（B）	1,038	1,038	977	977	977
特定教育・保育施設	1,038	1,038	977	977	977
差（B－A）	140	193	214	247	269

(3) 3号認定【0～2歳】

概 要

0～2歳の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

第2期計画期間中において、保育所から認定こども園への移行や小規模保育事業所の新規開設、定員の拡大等を行いました。その結果、令和6年4月現在には、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6）、保育所11箇所（公立：3，私立：8）、小規模保育事業所7箇所（私立：7）、家庭的保育事業所1箇所（私立：1）において、保育と教育・保育の一体的な提供を行っています。

保育利用率は増加していますが、児童数が減少していることから、認定者数は減少から横ばいで推移している状況です。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※子どもの数（0～2歳）	1,398	1,362	1,236	1,180	1,060
※子どもの数（0歳）	425	443	369	357	332
※子どもの数（1歳）	470	435	445	378	352
※子どもの数（2歳）	503	484	422	445	376
認定者数（A：必要量）	691	662	655	646	609
3号認定（0歳）	139	135	138	124	114
3号認定（1歳）	232	237	231	232	209
3号認定（2歳）	320	290	286	290	286
0～2歳保育利用率	49.4%	48.6%	53.0%	54.7%	57.5%
利用定員（B）	740	767	721	726	727
特定教育・保育施設	624	632	597	602	603
特定地域型保育事業	116	135	124	124	124
差（B－A）	49	105	66	80	118

各年4月1日現在（0歳児の認定者数は10月1日現在）

【 量の見込みと確保方策 】

第3期計画期間中において保育利用率の増加は見込んでいるものの、本市の0～2歳の児童数は減少傾向にあることから、認定者数と利用定員とのバランスは保たれる見通しです。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数(0～2歳)	1,015	985	967	942	922
※子どもの数(0歳)	333	320	314	308	300
※子どもの数(1歳)	334	335	322	316	310
※子どもの数(2歳)	348	330	331	318	312
量の見込み(A：必要量)	604	598	598	584	574
3号認定(0歳)	117	114	114	114	113
3号認定(1歳)	209	220	220	216	212
3号認定(2歳)	278	264	264	254	249
0～2歳保育利用率	59.5%	60.7%	61.8%	62.0%	62.3%
確保方策(B)	697	697	668	668	668
0歳	133	133	130	130	130
1歳	234	234	222	222	222
2歳	330	330	316	316	316
特定教育・保育施設	576	576	547	547	547
0歳	98	98	95	95	95
1歳	185	185	173	173	173
2歳	293	293	279	279	279
特定地域型保育事業	121	121	121	121	121
0歳	35	35	35	35	35
1歳	49	49	49	49	49
2歳	37	37	37	37	37
差(B-A)	93	99	70	84	94

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策、その実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	妊娠期から子育て期を通し、子育てに関する情報提供や相談、助言等を行います。	子ども、保護者等
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子が交流を行う場所を開設します。	0～5歳児
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施します。	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行います。	0歳児、保護者
⑤	養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ●養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談支援を行います。 ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策地域協議会の連携強化を図ります。 	子ども、保護者等
⑥	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	0～18歳児
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行います。	生後6か月～ 小学6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園等在園児の預かり保育を行います。	3～5歳児
		保育所等で一時的な預かり保育を行います。	0～5歳児
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の利用時間を超えた延長保育を行います。	0～5歳児
⑩	病児保育事業	子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。	0歳～小学3年生
⑪	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場や生活の場を提供します。	小学1～6年生
⑫	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成します。	保護者
⑬	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進を行います。	事業者

事業	事業概要	主な対象
⑭ 子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦のいる家庭で、市が利用の必要があると認められた方
⑮ 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。	6歳以上の子ども及び保護者
⑯ 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。	要保護・要支援児童のいる家庭
⑰ 妊婦等包括相談支援事業	妊産婦やその配偶者等に対し、面談等の機会を通して、子どもの育ちや出産・育児等についての情報提供・相談等を行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携を取りながら支援につなげる事業です。	妊産婦等
⑱ 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども
⑲ 産後ケア事業	産後1年未満の母親と乳児に対し、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	産後1年未満の母親と乳児で、産後ケアを必要とする方

(1) 利用者支援事業

概 要

子どもや保護者に、地域の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【 現 状 】

保健センター内に子育て世代包括支援センター（りぼん）を開設し、事業を実施しています。

また、母子保健コーディネーターを配置し、子どもと保護者の健康増進や育児不安の軽減を図りました。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (母子保健型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【 量の見込みと確保方策 】

令和7年度にこども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期までにわたるさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を提供し、必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数 (こども家庭センター型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

市地域子育て支援センターのほか、認定こども園等の地域の身近な場所において子育て中の親子が交流を行う場所を開設し、育児相談や情報提供等を行います。

【現 状】

市地域子育て支援センター等において、専門職員等により、子育て家庭に対する相談指導や子育てサークルの育成支援、地域の保育資源の情報提供等を行っています。

令和4年度及び令和5年度にそれぞれ1箇所を終了したため、令和6年度時点での実施箇所数は4箇所となりましたが、令和5年度に市地域子育て支援センターを新設移転したことに伴い利用が大幅に伸びたため、令和5年度以降の利用回数が伸びています。

■第2期の実績

	(年間)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数	13,272人回	16,500人回	18,372人回	40,440人回	38,400人回
実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	5箇所	4箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

市地域子育て支援センターは土曜日・日曜日、祝日も開設しており、子育て家庭のニーズへの対応を図っています。

令和6年度と同様の利用を想定するものの、利用回数は子どもの数の減少に伴い緩やかに減となる見込みです。適切な運営に努め必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

	(年間)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	38,976人回	38,592人回	38,196人回	37,824人回	37,440人回	
確保方策	利用回数	38,976人回	38,592人回	38,196人回	37,824人回	37,440人回
	実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

(3) 妊婦健康診査

概要

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、随時、必要に応じた医学的検査を実施します。

【現 状】

茨城県医師会、茨城県助産師会と連携し、契約医療機関等において妊婦健診を実施しています。妊娠届出数の減少により、受診者数、受診回数ともに、減少傾向にあります。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実受診者数	388人	338人	340人	302人	321人
延べ受診回数	5,435回	4,730回	4,758回	4,224回	4,500回

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、全ての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、妊婦の健康管理と生まれてくる子どもの健やかな成長のため、茨城県医師会、茨城県助産師会と連携を図るとともに、契約医療機関等における受診体制を確保し、受診勧奨に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込みの量	実受診者数	333人	320人	314人	308人	300人
	延べ受診回数	4,662回	4,480回	4,396回	4,312回	4,200回
確保方策	実施場所	契約医療機関				
	実施体制	茨城県医師会、茨城県助産師会				
	実施時期と検査項目	①妊娠8週頃 基本健診, 血液検査, 子宮頸がん検査, 超音波検査, HTLV-1抗体検査 ②妊娠12週頃 基本健診 ③妊娠16週頃 基本健診 ④妊娠20週頃 基本健診, 超音波検査 ⑤妊娠24週頃 基本健診 ⑥妊娠26週頃 基本健診, 血液検査 ⑦妊娠28週頃 基本健診 ⑧妊娠30週頃 基本健診, 超音波検査, クラミジア核酸同定検査 ⑨妊娠32週頃 基本健診 ⑩妊娠34週頃 基本健診 ⑪妊娠36週頃 基本健診, B群溶血性レンサ球菌検査 ⑫妊娠37週頃 基本健診, 超音波検査 ⑬妊娠38週頃 基本健診 ⑭妊娠39週頃 基本健診				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

市内の乳児（生後4か月まで）がいる全ての家庭を保健師等が訪問する事業であり、第2期における訪問率は、95%前後で推移しています。

訪問により、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言、その他必要な支援を行っています。

■第2期の実績

	(年間)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者数	462人	414人	377人	380人	375人
被訪問実人数	453人	402人	362人	358人	360人
訪問率	98.1%	97.1%	96.0%	94.2%	96.0%

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果を踏まえて、全ての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、保健センターによる事業の実施を予定しており、保健師と保健訪問相談員により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、随時、関係者によるケース会議を行い、適切なサービスの提供につなげていきます。

■第3期の見込み

	(年間)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	333人	320人	314人	308人	300人
確保方策	実施体制	保健師, 保健訪問相談員			
	実施機関	保健センター			

(5) 養育支援訪問事業

① 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談や指導、助言などの支援を行います。

【 現 状 】

養育のための支援が必要と認められる子どもや保護者、妊婦に対し、保健センターの保健師やこども相談課の社会福祉士、家庭相談員が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談や指導、助言、その他必要な支援を行っています。

■ 第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	122人	170人	211人	190人	200人

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努めるとともに、こども家庭センターの社会福祉士、保健師、家庭相談員等により、必要な事業量は確保できる見通しです。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	236人	236人	236人	236人	236人
確保方策	実施体制	社会福祉士、保健師、家庭相談員等			
	実施機関	こども家庭センター			

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【 現 状 】

市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めています。

代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を図っています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修も行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【現 状】

保護者の疾病等で、一時的に家庭での養育が困難になった子どもを、短期間（原則7日以内）預かる事業を実施しています。本市には、児童養護施設等が設置されていないため、近隣の児童養護施設や乳児院、里親の状況を踏まえ、対応しています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	0人日	5人日	19人日	22人日	32人日
利用施設数	8箇所	9箇所	9箇所	9箇所	10箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

近隣の児童養護施設2箇所、乳児院1箇所、市内外の里親7家庭と連携し、事業の提供体制を確保し、子育て家庭の負担軽減に努めます。

算出されたニーズ量から、利用実績を上回る利用量を見込んでいます。

また、幅広く事業の周知を図るとともに、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47人日	47人日	47人日	47人日	47人日
確保方策	延べ利用数	50人日	50人日	50人日	50人日
	受入施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学児対象】

概 要

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【現 状】

鹿嶋市社会福祉協議会が運営主体となり、ファミリー・サポート・センター事業を行っています。依頼会員（受けたい人）と提供会員（行いたい人）の登録を行い、事前打ち合わせの後、援助活動を行っています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	138 人日	225 人日	301 人日	276 人日	280 人日
提供会員数	192 人	195 人	182 人	179 人	175 人
依頼会員数	202 人	190 人	181 人	198 人	200 人
運営組織数	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

引き続きファミリー・サポート・センター事業を実施し、必要な事業量は確保できる見通しです。今後も、依頼会員・提供会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	302 人日	327 人日	353 人日	381 人日	412 人日	
確保方策	延べ利用数	302 人日	327 人日	353 人日	381 人日	412 人日
	運営組織数	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等在園児対象の一時預かり

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園や幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中等に、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現 状】

認定こども園と幼稚園において、教育時間外や休日等に在園児対象の一時預かりを実施しています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	10,173 人日	7,094 人日	6,292 人日	11,137 人日	12,000 人日
利用施設数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

在園児を対象とした一時預かりは、利用者の希望どおりの対応を実施しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用数	12,930 人日	13,932 人日	15,011 人日	16,175 人日	17,428 人日
利用施設数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所

②「①」以外（保育所等）での一時預かり

（ファミリー・サポート・センター事業，トワイライトステイの未就学児の利用を含む。）

概要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について，主として昼間，認定こども園や保育所，その他の場所で一時的に預かり，必要な保育を行います。

確保方策の類型	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について，主として昼間において，認定こども園や保育所等，その他の場所において，一時的に預かりや必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【未就学児対象】：子育て中の保護者を会員として，子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡，調整を行う事業</p> <p>○子育て短期支援事業（トワイライトステイ）：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて，夜間，生活指導や食事の提供等を行う事業</p>
---------	--

【現 状】

一時預かり事業について，全ての認定こども園，保育所等において実施しています。ファミリー・サポート・センター事業は年々利用が伸びている状況です。子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用実績はありませんでした。

■第2期の実績

（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業	244 人日	214 人日	155 人日	180 人日	210 人日
	25 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	100 人日	166 人日	252 人日	295 人日	300 人日
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
計	344 人日	380 人日	407 人日	475 人日	510 人日
	26 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

市内の認定こども園や保育所等で実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、ファミリー・サポート・センター事業による提供体制も確保します。

なお、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、子育て短期支援事業（ショートステイ）等により利用者ニーズに対応することができるため、確保方策としては見込んでおりません。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	519人日	527人日	537人日	546人日	555人日
確保方策	519人日	527人日	537人日	546人日	555人日
	26箇所	26箇所	25箇所	25箇所	25箇所
一時預かり事業	214人日	217人日	221人日	225人日	229人日
	25箇所	25箇所	24箇所	24箇所	24箇所
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	305人日	310人日	316人日	321人日	326人日
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育ニーズへの対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園や保育所等で、通常の利用日や利用時間帯以外の保育を実施します。

【 現 状 】

認定こども園や保育所等において、保育の開始時刻の前倒しや終了時刻の延長による保育時間の拡大を行っており、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。

■ 第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数	726人	639人	573人	461人	341人
実施施設数	25箇所	26箇所	26箇所	26箇所	26箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

市内の全ての認定こども園、保育所等において時間外保育への対応が図られる見通しです。ニーズ調査結果や利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定等はないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	293人	252人	217人	187人	161人	
確保方策	利用実人数	293人	252人	217人	187人	161人
	実施施設数	25箇所	25箇所	24箇所	24箇所	24箇所

(10) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概 要

子どもが病気または病気からの回復期若しくは保育中に体調不良になった場合等において、病院や保育所等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育事業（病児対応型）：子どもが病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：子どもが病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：子どもが「保育所等通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所等で一時的に保育する事業 ○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業】）：ファミリー・サポート・センター事業のうち、病児・病後児を預かる事業
-------	--

【現 状】

病児保育事業について、「体調不良児対応型」は市内保育所等4箇所、「病児対応型」は市内病院に付設する専用の病児保育室1箇所を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業での病児・緊急対応強化事業の実施はありませんでした。

■第2期の実績

		(年間)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児保育事業	人日	67	160	158	565	660
	箇所	3	3	3	5	5
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果等を踏まえ、計画期間においてはこれまでの利用実績を大きく上回る事業量を見込んでいますが、第2期においてサービス提供基盤の整備が進んだことから、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

また、利用者ニーズ等の必要に応じて、ファミリー・サポート・センター事業としての病児・緊急対応強化事業の提供体制の整備を検討します。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		771 人日	901 人日	1,052 人日	1,229 人日	1,436 人日
確保方策 (B)	病児保育事業	1,680 人日	1,680 人日	1,680 人日	1,680 人日	1,680 人日
		5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
差 (B-A)		909 人日	779 人日	628 人日	451 人日	244 人日

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

【 現 状 】

全12小学校区計38児童クラブにおいて、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供しています。

■第2期の実績

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 △	小学1～3年	672人	710人	731人	744人	778人
	小学4～6年	281人	289人	285人	317人	439人
	計	953人	999人	1,016人	1,061人	1,217人
定員数 (B)		1,336人	1,336人	1,336人	1,336人	1,461人
設置数 (支援単位)		35箇所	35箇所	35箇所	35箇所	38箇所
差 (B-A)		383人	337人	320人	275人	244人

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

放課後児童クラブを利用する小学生の割合は年々増加しており、総人数も増加の見込みとなっているため、今後は小学校区ごとの需要を注視し、増員・増設を検討していきます。

また、児童クラブと平日放課後子ども教室の児童が同じ場で遊ぶ時間を作る、児童クラブと休日子ども教室を合同で実施する等、校内交流型・連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数 △	小学1～3年	792人	789人	808人	797人	788人
	小学4～6年	492人	545人	588人	645人	686人
	計	1,284人	1,334人	1,396人	1,442人	1,474人
定員数 (B)		1,461人	1,461人	1,461人	1,501人	1,501人
設置数 (支援単位) (校内交流型・ 連携型クラブ数)		38箇所 (8箇所)	38箇所 (8箇所)	38箇所 (8箇所)	39箇所 (9箇所)	39箇所 (9箇所)
差 (B-A)		177人	127人	65人	59人	27人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品やその他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

【 現 状 】

第2期計画中、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、幼児教育・保育の無償化やその他の事業の状況を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営の促進を図ります。

【 現 状 】

第2期計画中、この事業は実施していませんが、教育・保育を取り巻く環境等を踏まえ、民間事業者と連携して必要な相談・助言等の支援を行い、新たに小規模保育事業所2施設、家庭的保育事業所1施設、保育所1施設を整備しました。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、引き続き、教育・保育の充実を図るため、民間事業者と連携し、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

概 要

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業

概 要

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

概 要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

令和7年度に設置するこども家庭センターにおいて、事業の提供体制の整備に取り組みます。さまざまな相談支援の機会を通じて本事業の利用が必要と考えられる対象世帯を把握し支援につなげるとともに、効果的な支援となるよう事業内容の研究を行います。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5人	5人	9人	9人	8人
確保方策	6人	6人	10人	10人	10人

(17) 妊婦等包括相談支援事業

概 要

妊産婦やその配偶者等に対し、面談等の機会を通して、子どもの育ちや出産・育児等についての情報提供・相談等を行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携を取りながら支援につなげる事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなり、令和7年4月から施行されます。

【 量の見込みと確保方策 】

母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問事業などの機会を活用し、妊産婦やその配偶者等に対して面談等による情報提供や相談対応等を行い、必要な支援につなぎます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	333件	320件	314件	308件	300件
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	999回	960回	942回	924回	900回
確保方策	こども家庭センター	999回	960回	942回	924回	900回
	上記以外の業務委託	0回	0回	0回	0回	0回

(18) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

概 要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。令和6年の子ども・子育て支援法改正によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなり、令和7年4月から施行されます。

【 量の見込みと確保方策 】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数(0~2歳)	1,015人	985人	967人	942人	922人
※子どもの数(0歳)	333人	320人	314人	308人	300人
※子どもの数(1歳)	334人	335人	322人	316人	310人
※子どもの数(2歳)	348人	330人	331人	318人	312人
量の見込み	10人	20人	19人	19人	18人
0歳	5人	11人	11人	11人	10人
1歳	3人	6人	5人	5人	5人
2歳	2人	3人	3人	3人	3人
確保方策	10人	20人	19人	19人	18人
0歳	5人	11人	11人	11人	10人
1歳	3人	6人	5人	5人	5人
2歳	2人	3人	3人	3人	3人

(19) 産後ケア事業

概 要

産後1年未満の母親と乳児に対し、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなり、令和7年4月から施行されます。

【 量の見込みと確保方策 】

医療機関等への宿泊・通所もしくは助産師等の専門スタッフの訪問等により、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90人日	90人日	90人日	90人日	90人日
確保方策	90人日	90人日	90人日	90人日	90人日

5 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等の変化によらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本市では、教育・保育環境の向上を図るため、幼保連携型認定こども園の設置を推進しています。

今後も、保育所・幼稚園の垣根を越えた一体的な保育・教育が実施されるよう、引き続き、運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施支援等を行います。

(2) 産前・産後休業と育児休業後の教育・保育等の利用支援

保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども相談課、保健センターや地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や相談支援に努めるとともに、中長期的な教育・保育の需要に応じ、教育・保育施設や地域型保育事業の適正かつ効率的な施設配置に努めます。

(3) 外国にルーツを持つ子ども等への支援・配慮

教育・保育施設等において、親が外国人の子どもや外国籍の子ども等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者と教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。